

鹿 児 島 県 公 報

平成24年5月8日（火）第2801号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課取扱い) 1
- 県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 2
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 2
- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定 (3件) (大島支庁取扱い) 3
- 公 告
- 大規模小売店舗の新設に関する公告 (2件) (商工政策課取扱い) 3
- 落札者等の公告 (観光課取扱い) 5
- 一般競争入札公告 (会計課取扱い) 6
- 選挙管理委員会告示
- 政治資金規正法第17条第2項に該当する政治団体の公表 (選挙管理委員会取扱い) 9

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 602 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年5月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
鹿児島市城山町278番イ
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿 児 島 県 告 示 第 603 号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項に規定する管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項に規定する管理美容師資格認定講習

会を、それぞれ次のとおり指定した。

平成24年5月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 主催者
財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目7番26号
- 2 講習日程
平成24年11月5日（月）、同月12日（月）及び同月19日（月）
- 3 講習会場
鹿児島県市町村自治会館
鹿児島市鴨池新町7番4号
- 4 講習科目及び講習時間数
 - (1) 管理理容師資格認定講習会
公衆衛生 4時間
理容所の衛生管理 14時間
 - (2) 管理美容師資格認定講習会
公衆衛生 4時間
美容所の衛生管理 14時間
- 5 受講料
18,000円
- 6 受講申込先
財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所
福岡市博多区千代一丁目2番4号
電話番号 092-632-4501

鹿児島県告示第604号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地防災（農地保全整備事業（農地侵食防止））（農業用排水施設整備）東原地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年5月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年5月9日から同年6月5日まで
- 3 縦覧場所
鹿屋市役所農地整備課

始良・伊佐地域振興局告示第26号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年5月8日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ワークセンターあかり	伊佐市大口宮人1736番地58	社会福祉法人大一会	伊佐市大口宮人463番地30	大保潤一郎	平成24年4月1日	就労継続支援B型

大島支庁告示第16号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設として指定した。

平成24年5月8日

大島支庁長 伊喜功

指定障害者支援施設		設 置 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援施設 滝の園	大島郡宇検村須古字阿京757番地	社会福祉法人恵友会	大島郡宇検村須古字阿京757番地	大友 良治	平成24年 4月1日	生活介護 ・施設入所支援 ・自立訓練（生活訓練） ・就労継続支援B型

大島支庁告示第17号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設として指定した。

平成24年5月8日

大島支庁長 伊喜功

指定障害者支援施設		設 置 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援施設 星の園	大島郡龍郷町赤尾木1356番地	社会福祉法人愛誠会	大島郡龍郷町赤尾木1356番地	堅山 榮三	平成24年 4月1日	生活介護 ・施設入所支援

大島支庁告示第18号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設として指定した。

平成24年5月8日

大島支庁長 伊喜功

指定障害者支援施設		設 置 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援施設 はまゆり学園	大島郡喜界町赤連38番地	社会福祉法人緑喜会	大島郡喜界町赤連38番地	中山 統	平成24年 4月1日	生活介護 ・施設入所支援

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成24年5月8日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大

規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成24年5月8日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成24年5月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ川内店生活館
薩摩川内市上川内町字新田4700番1 外13筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年12月10日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,459平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物東側 124台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物東側 26台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南側 131平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物南側 19立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前7時
イ 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
1箇所 店舗敷地北側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時から午後3時まで
- 7 届出年月日
平成24年4月9日

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成24年5月8日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成24年5月8日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成24年5月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
D I Yホームセンターハンズマン宇宿店
鹿児島市宇宿二丁目450番139 外33筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ハンズマン 代表取締役社長 大藪誠司
宮崎県都城市吉尾町2080番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ハンズマン 代表取締役社長 大藪誠司
宮崎県都城市吉尾町2080番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年12月10日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
9,681平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
第1駐車場 本館北側, 東側及び南側 292台
第2駐車場 建材館西側 26台
第3駐車場 本館西側隔地 258台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
本館東側 28台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
本館南側 40平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
本館南側 43立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前7時
イ 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
第1駐車場及び第2駐車場 午前6時30分から午後10時30分まで
第3駐車場 午前6時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
第1駐車場 入口2箇所 本館敷地東側及び北側
出口2箇所 本館敷地東側及び北側
出入口1箇所 本館敷地南側
第2駐車場 入口1箇所 建材館敷地東側
出口1箇所 建材館敷地東側
出入口1箇所 建材館敷地北側
第3駐車場 入口1箇所 駐車場敷地北側
出口1箇所 駐車場敷地東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成24年4月9日

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成24年 5 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
田中一村絵画 28点
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県商工労働水産部観光交流局観光課観光企画係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年 3 月12日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
大瀨 民朗
東京都千代田区三番町9番地4
- 5 随意契約に係る契約金額
50,000,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成24年 5 月 8 日

鹿児島県警察本部長 杉山芳朗

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等の名称及び数量
ネットワーク用（グループウェア）サーバ 一式
 - (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成24年12月31日
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
 - (5) 借入期間
平成25年 1 月 1 日から平成29年12月31日まで
なお、本契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成24年 6 月11日午後 5 時15分までに、3の(2)の提出場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。
なお、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
 - (4) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
- エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

- ア 入札金額は、1の(5)に示す借入期間における借入代金としての総額を記載すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県警察本部警務部会計課
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成24年6月22日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

- ア 日時 平成24年6月25日午前11時
- イ 場所 鹿児島県警察本部警務部会計課入札室（警察庁舎3階）

(6) 入札説明書

- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
- (ア) 交付場所 (2)に同じ。
- (イ) 交付期限 平成24年6月8日午後5時15分

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、平成24年6月22日正午までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部警務部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566
電話番号 099-206-0110（内線2233）
ファックス番号 099-206-5560

12 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

13 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Network server(groupware):1set
- (2) DELIVERY PERIOD:
31 December 2012
- (3) DELIVERY PLACE:
As shown in the tender documentation
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:15 p.m. 22 June 2012
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Finance Division

Police Administration Department

Kagoshima Prefectural Police Headquarters

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan

TEL 099-206-0110(ext.2233)

FAX 099-206-5560

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第8号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律194号）第17条第2項の規定により、平成23年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

平成24年 5 月 8 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
新しい鹿屋の会	新屋 浩一	萩原 真澄	鹿屋市新川町931
蘇嘉瑞人後援会	久保田 道雄	蘇喜 世司	奄美市名瀬古田町18-23
石田尾しげき後援会	石田尾 茂樹	塚田 浩二	熊毛郡屋久島町宮之浦51-1
大坪みきや後援会	大坪 幹也	大坪 真美	薩摩川内市東開聞町10番23号 コーポ開聞302
岡元浩一後援会	岡元 浩一	岡元 ヨシ子	鹿屋市横山町1473番地丁
鹿児島勇士の会	太原 彰利	大内田 明	鹿児島市吉野町8603-6
きたみかど伸彦後援会	阿多 正智	登野城 善継	出水市麓町35-21
木ノ下まさのり後援会	松山 文芳	木之下 桂子	鹿屋市野里町2140-3
木原秀治後援会	丸山 輝雄	内山 義貞	薩摩川内市天辰町125-1
國馬和範後援会	渡 秀美	國馬 勝代	大島郡宇檢村大字湯湾2937-78
小島正和後援会	小島 正和	小島 美代子	鹿屋市古江町720番地4
坂元久佳と共に輝く会	有村 寿子	山口 映子	鹿屋市西原二丁目26番地1
新宮領すすむ後援会	新宮領 すすむ	新宮領 順子	指宿市西方1717
政治結社心道誠会	徳山 誠	馬渡 大輔	鹿児島市坂元町891-1
西口純一後援会	池田 一郎	芝原 和子	鹿屋市高須町183-1
浜田藤幸後援会	濱田 正継	濱田 藤幸	指宿市開聞川尻5727
森山まさき後援会	森山 正樹	森山 正道	鹿屋市新川町611
脇元敬後援会	竹下 和海	脇元 勝乙	霧島市牧園町高千穂3885-73
和田さとし後援会	村山 正麒	安留 智	始良郡始良町池島町31番地17